

○財務省告示第百三十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成二十二年三月十  
日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第九十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七  
条第一項及び財政資金法（昭和

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為れる入札

四 発行方法

競争入札発行」と同時に行為れる入札



争非者特 入価・別 札格第参 発競 I 加 場	十 十 イ 一 発		九 八 振 額 最		七 イ 払 込 金		行争非者特 入価・別 札格第参 発競 I 加 場	行争非者特 入価・別 札格第参 発競 I 加 場	資 金 法 第 九 条 第 一 項 並 び に 特 別									
	入 価 発 札 格 行 発 競 行	額 行 面 格 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	払 込 金 額	額 面 金												
十 額 格 十 額 平 ず 額 の 振 四 面 十 額 成 る の 記 替 銭 金 四 面 二 。 載 又 の 法 一 額 以 額 十 数 倍 は 規 定 厘 百 上 百 二 年 三 月 十 日 に つ き 九 十 九 円 九	十 額 十 額 平 成 二 十 二 年 三 月 十 日	す る の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円	七 万 六 千 三 十 四 億 三 千 二 百 六 十	二 千 八 百 三 十 四 億 三 千 四 百 九 十	四 兆 二 千 四 十 四 億 千 四 百 九 十	三 兆 二 千 四 十 四 億 千 四 百 九 十	千 八 百 三 十 六 億 円	証 券 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 二	規 定 に 基 づ き 発 行 し た 政 府 短 期	一 項 及 び 第 百 三 十 七 条 第 一 項 の	十 五 条 第 一 項 、 第 百 三 十 六 条 第 九	一 項 第 九 十 四 条 第 二 項 第 九	一 項 第 九 十 四 条 第 二 項 第 九	会 計 関 する 法 律 第 八 十 三 条 第 九	資 金 法 第 九 条 第 一 項 並 び に 特 別

十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十二年三月十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に
				平成二十二年九月十日
				ただし、償還期が銀行休業日に
				当たるときは、その翌営業日に
				償還金を支払う。
				額百円につき百円
				日本銀行
				財務大臣から通知を受けた者
				平成二十二年三月十日